

1 開催目的

病床機能報告制度の集計結果、2025年必要病床数等の集計結果、地域医療構想策定スケジュールの共有を目的に開催。

2 主な質疑概要

質問	医療課回答
<p>【病床機能報告】 なぜ病床機能報告の数値と県央の基準病床数(5,252床)との間に差があるのか。</p>	<p>病床機能報告は4区分。基準病床数は一般と療養の2区分なので一致しない。<u>この部会で意見があれば調整は可能。</u> 国は検討会で差異の扱いの検討を始めたところ。</p>
<p>事務局からの補足説明 病床機能報告：5,059床、医療計画上の県央の基準病床数：5,252床、差異：193床。 病床機能報告にはカウントされていないが、基準病床数にカウントされているものとして、座間総合病院の235床、26年度増床協議案件の18床等。 病床機能報告ではカウントされているが、基準病床数にはカウントされていないものとして、有床診療所の346床のうち19年度以前の232床、心身障害児病床40床等。 その他、工事期間中で一時的に病床減している等による差異がある。 国から、8月31日付けで27年度病床機能報告制度の実施について通知があり、4つの医療機能の内容、特に高度急性期が該当する病棟例が示された。</p>	
<p>【慢性期病床】 慢性期病床について、A、Bの2つのパターンのいずれかに持っていくとのことだが、具体的な方策はあるか。</p>	<p>A、Bの範囲内で決めていくが、その方策までは決まっていない。<u>この会議の場で議論して決めていくもの。</u></p>
<p>事務局からの補足説明 パターンAとパターンBのどちらを当てはめるのかとの質問に対し、医療課は「神奈川県では全ての地域をパターンBで考えていきたい」と答弁(三浦半島地区部会から)。</p>	
<p>【必要病床数】 県央から他地域に患者が流出している現状を含めた上での病床数か。</p>	<p>医療機関所在地ベースの数値は他地域との流出入の現実の数値。患者所在地ベースの数値は流出入を考えない数値。どちらが適当か、今後、都道府県調整や構想区域間調整の中で考えていく。</p>
<p>既存の病院(床)数で賄い、新たに病院を作ることで想定していないのか。</p>	<p>個別の病院をどうするのかということまで踏み込んでいない。地域の中でがんの病院を新たに作るのか、<u>この会議で議論していくもの。</u></p>
<p>県央の現状は三次救急がなく救急医療が必要。急性期を減らすというが多少の変更は認められるのか。</p>	<p>必要病床数は、都道府県や構想区域間の調整はあるがルールどおりに算定されるものであり、地域をどうするかの部分については<u>この部会で議論する。</u></p>

質問	医療課回答
<p>【地域医療構想の法的拘束力】 急性期、回復期等の病床の割合変更には法的拘束力があるのか。医療機関の自主的な取組みと言うが強制力を持つものになるのではないか。</p>	<p>地域医療構想の病床数は強制されるものではなく、医療機関が自主的に取組むもの。推計値どおりにならなくても罰則があるわけではない。</p>
<p>県央では 800 床不足するというデータが示されているが、病院間はどうのように調整するのか。また、医療計画にどのように反映していくのか。次期医療計画に増床が反映されるのか。</p>	<p>地域医療構想は医療計画の一部なので整合を図る必要がある。国から「現医療計画は 29 年度までなのでその間は調整しない。次回の計画で調整する」と聞いている。県からも整合を図るよう要望していく。</p>
<p>大病院の病床数を増やすのか小規模病院を作るのか、徐々に基準病床数を増やすのかなど医療計画との整合のプロセスが不明である。</p>	<p>国から基準病床数を増やすと言われておらず、課題になっている。</p>
<p>ガイドラインでは、公立病院と民間病院では指導方法が異なるとあるが、実際にはどうなのか。</p>	<p>公立病院が過剰な病床に転換を予定しており医療審議会の意見を聞かない場合には「命令」もありうる。民間病院の場合には「勧告」。ただし、あくまでも病院の自主的な取組みが基本。</p>
<p>【七沢リハの病床】 七沢リハの未稼働病床が返還されないことが問題になっている。七沢リハの病床がどうなるのかについて地元医師会に説明がない。</p>	<p>七沢リハの取り扱いは、地域医療構想ができるまで凍結しており、具体的になれば話をする。</p>
<p>地元医師会が運営していた汐見台病院は、事前に地元医師会に話があり、今回移譲になった。七沢リハについても汐見台病院と同じようになる可能性はあるのか。</p>	<p><u>地域医療構想の議論の中で検討を進めたい</u>と考えている。</p>

3 会議の結果

会議の結果、各委員に以下のことが共有された。

地域医療構想は平成 28 年 10 月までに策定することとし、計 6 回部会を開催する予定であること。

地域医療構想では、構想区域ごとに「現状と将来像」及び「目指すべき医療提供体制に向けた課題及び施策」を記載するものであること。

「現状と将来像」においては、病床数は、現状を病床機能報告から、2025 年を国が設計した推計等から算定すること。

「目指すべき医療提供体制に向けた課題及び施策」については、今後、構想圏域ごとに議論して記載するものであること。